

## 鴻池屋・永岡儀兵衛の周縁——「五節句図」に付属する抱一書簡二通に注目して——

宮 武 慶 之

江戸の地廻り酒問屋である鴻池屋儀兵衛は永岡氏を名乗り、酒井抱一との交流から多くの作品を所蔵した。同家が所蔵した「五節句図」(大倉集古館蔵。重要美術品)には抱一書簡として鴻儀宛、手代清六宛書簡二通が付属する。これらの書簡は当初よりではなく、のちに付属した。従来の研究では宛名の鴻儀すなわち当主である鴻池屋儀兵衛とは作画を依頼した永岡伊三郎とされてきた。しかしながら鴻池屋歴代の活動時期は明らかにされておらず、また菩提寺であった妙壽寺の過去帳は関東大震災で焼失した。そこで鴻池屋が江戸町会所御用達であった点に着目した。御用達に関する記録から鴻池屋歴代の活動時期を区分し、抱一書簡を再検討することで、当時の周縁を明確にする。

### 一、はじめに

江戸の地廻り酒問屋とは、関八州の酒を取り扱った問屋である。『諸問屋名前帳』中、江戸茅場町に店を構えた地廻り酒問屋である鴻池屋は永岡氏を名乗る<sup>(1)</sup>。同家が著名な点は酒井抱一(一七六一—一八二八)と親しくし、多くの作品を所蔵したことで知られる。従来、鴻池屋と抱一の関係についての詳しいところでは藤懸静也(一八八一—一九五八)が『國華(四三四号)』(一九二七年)で現在、大倉集古館が所蔵する酒井抱一筆「五節句図」(図1)および付属する抱一書簡二通(鴻儀宛、清六宛)、池田江村書簡(栗山氏宛)に着目し、鴻池屋の需めに応じて本

作品が文政十(一八二七)年に制作された周縁を論じている<sup>(2)</sup>。

先行研究では画題となる五節句——人日、上巳、端午、七夕、重陽——の様式について論じられることが多く、同時に付属する抱一による小冊子および書簡二通から、当時の周縁を伺うことができる点で注目されてきた。また書簡にみる鴻儀宛すなわち鴻池屋儀兵衛の略称は、作画の依頼者である伊三郎とされる<sup>(3)</sup>。特に玉蟲敏子氏は書簡中の鴻池屋について「八橋図屏風」(出光美術館蔵)の依頼者でもあった有力なパトロンに対して、抱一が相応の努力を払ったことは事実であろう<sup>(4)</sup>と指摘している。

また一方で、茶の湯文化史において同家は中興名物瀬戸茶入銘「思



図1 酒井抱一筆「五節句図」(五幅対)  
(大倉集古館蔵。重要美術品)

河」を嘉永六(一八五三)年に入手している。しかしその行状については江戸の道具商本屋了芸(自直庵/一七九〇生)の茶会に鴻池屋主人が招かれれば使用した道具一式を買い取った点<sup>5)</sup>が述べられるが明確な資料はなく、研究の対象にはならなかった。そのため鴻池屋当主の文化的活動を明確にすることは美術史および茶の湯文化史でも重要と位置付けられる。

茅場町の鴻池屋について詳細が述べられたものでは、あさくらゆう氏による『慶応四年新撰組近藤勇始末』(二〇〇六年)<sup>6)</sup>および松下英治氏による『新選組流山顛末記』(二〇〇九年)<sup>7)</sup>がある。いずれも流山に鳥羽・伏見の戦いで敗れた新撰組の近藤勇改め大久保大和(一八三四―一八六八)らが本陣を構えた永岡三郎兵衛宅との関係を起点としている。その上で永岡三郎兵衛と江戸南茅場町の永岡氏との関係も含めた考察がなされる。あさくら氏および松下氏は『世事見聞録』、『諸問屋名前帳』、『御蔵前札差家業名題帳』に加え、流山に関する資料を中心に儀兵衛について検討している。さらに三郎兵衛の動向について流山との関係について詳細を明らかにした。

両氏の研究成果として注目すべき点は弘化二年、池田義信(英泉/一八四八没)による『楓鎧之渡古跡考』から江戸の鴻池屋の所有した土地の変遷を近代に至るまで、一次資料を用い詳細な検討を行っている点である。また桑名藩との関係を分限帳から明確にしており、近代に至る江戸の鴻池屋永岡家の動向を明確にした。しかしながら江戸の永岡家の歴代の活動やその時期を明らかにしたものではなく、やはりなお検討の余地がある。

ところで現在、岩瀬文庫が所蔵する島田筑波(一八八五―一九五一)

による『筆蔵』<sup>8</sup>では永岡儀兵衛の墓は深川妙壽寺にあると紹介している。妙壽寺は大正十二（一九二三）年の関東大震災により本堂や過去帳などが焼失し、震災後は北烏山に移転し現在に至る。住職の三吉廣明師より鴻池屋（永岡家）が同寺の檀越であったことと、多くの寄進を行なった点については東京都公文書館が所蔵する明治十（一八七七）年に作成された『妙満寺八品・興門本成寺・黄蘗・時宗明細簿・明治10年調製』（以下、『寺院明細簿』に統一）から確認できるとの教示を得た。『寺院明細簿』によると寄進された時期が判明するのは寛政二（一七九〇）年、弘化三（一八四六）年、安政二（一八五五）年、同六年である。そこで重要となるのが鴻池屋当主の活動時期である。本来、過去帳が有力な資料であるが焼失し現存しない。三吉氏の教示によれば北烏山に移転する際、永岡家の墓石も移され、墓石には戒名および没年が彫られているとのことであったため、墓石拓本の提供を受け確認したが人物を特定することはできなかった。そこで生没年ではなく、あくまで活動時期の区分を目的とし、鴻池屋が江戸の町方御用達（以下、御用達に統一）である点に着

目した。町方御用達とは江戸町会所で諸役を行い、基本的には江戸在住の富裕な町人から選ばれた。鴻池屋では文政九年より文久二（一八六二）年に至るまで四代にわたり御用達または御用達見習に任命されており、任命に際しては年齢が記載される場合がある。これらの期間は抱一が「五節句図」を制作した時期および妙壽寺に寄進を行った時期が含まれる。この点から御用達に関する記録を検討することで活動時期を区分することが可能となる。また関東大震災に際して罹災した美術品は「罹災美術品目録」（一九三三年）として刊行されており、そのうち当時の永岡家当主である永岡六三郎（生没年不詳）の所持品中で罹災した作品の記録は、同家に伝来していた作品情報として重要となる。<sup>10</sup>

以上の点から本稿では鴻池屋当主の活動時期を明確にし、「五節句図」に付属する抱一書簡二通に改めて注目し、コレクション形成について考察する。なお御用達および御用達見習となった鴻池屋四代および、その後の系図を図2とした。

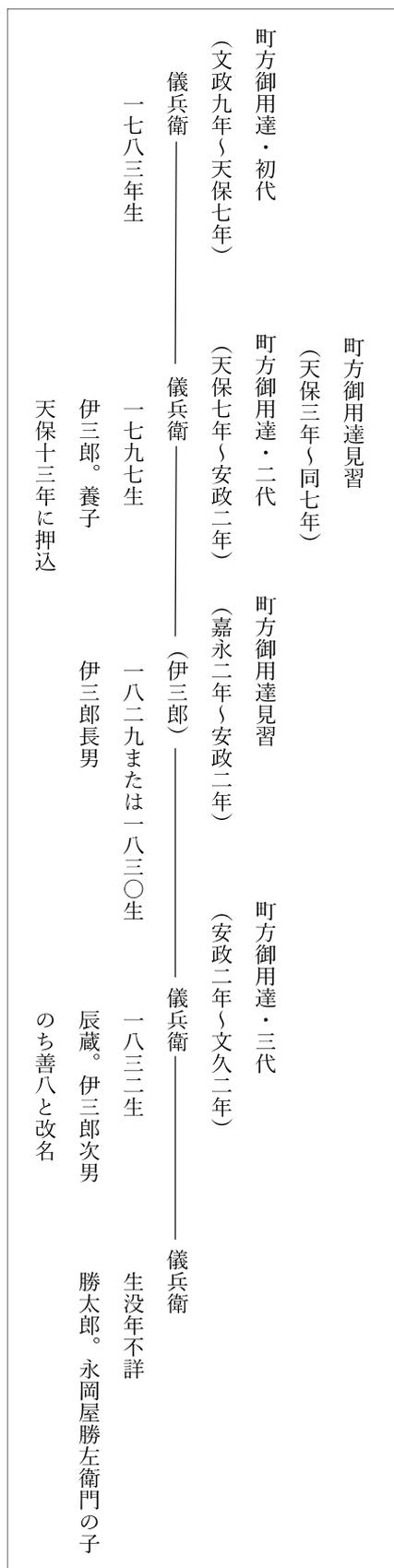


図2 江戸時代における町方御用達または同見習となった鴻池屋の歴代。

## 二、鴻池屋の隆盛

そもそも鴻池屋の隆盛について文化十三（一八一六）年の自序がある武陽隠士（生没年不詳）による『世事見聞録』では次のような記述がある。

鴻池儀兵衛が三代前の爺は、船町にて升売りの酒屋にてありしが、女房は元奥の女中方の部屋へ奉公せしものにて、その旦那なる女中より三百両を借りて、春米屋を始めけるが、その女中、間もなく頓死し、借り徳になり、その後天明年中、飢饉の節、訳ありて伊奈半左衛門の鼻肩に預かり、関八州在々より米穀雜穀買ひ上げ方を請け負て、一万両有余の徳分を得しといふ。旦那の頓死が福となり、世の飢饉が大徳となれり。<sup>⑪</sup>

同書は文化十三年の成立となるため、当時より三代前に鴻池屋が急成長したとされる。

次に天明年中に伊奈忠尊（半左衛門／一七六四―一八〇七）が鼻肩となり、関八州在々より米穀雜穀買上方を請負つたとある。天明の飢饉とは同二年から同八年にかけて飢饉を指す。忠尊が幕府より諸国からの買米を命じられ、江戸市中に流入させたのは天明七（一七八七）年となる。この買米に当時の儀兵衛の祖が関与したとされる。<sup>⑫</sup>すなわち儀兵衛の祖は地廻り酒問屋として関八州より米を買い入れる経路があったものと考えられ、鴻池屋の致富の経緯となる。

後述する秋田藩士の宇佐美祐信（生没年不詳）による江戸勤番の日記である『江都日記』天保十五年八月十五日条では

長岡儀兵衛は鴻池一家之内の番頭と中事に候<sup>⑬</sup>

とある。番頭の家柄とある点は今後の検討を要するが、確かな点は鴻池屋一族の本家ではなかったことである。

天明期の当時の儀兵衛の活動として注目すべき点は、天明七年九月に金比羅山に鳥居（現在の書院下の鳥居）を発願していることである。鳥居の完成は翌年の天明八年五月となる。この奉納は儀兵衛のほか一族である鴻池太郎兵衛、傳右エ門、栄蔵および江戸の商人らによる寄進である。鳥居の右柱上部には「江戸茅場町／鴻池儀兵衛」とある。<sup>⑭</sup>この儀兵衛とは『世事見聞録』で述べられる人物またその息子と目され、この當時すでに富裕な商人として活動していたことが確認できるとともに、その拠点が茅場町であったことが知れる。またこの当時は永岡姓を名乗ってはいない。

現時点で本家を断言することは控えるが、『諸問屋名前帳』では下り酒問屋として鴻池太郎兵衛、同栄蔵の名が確認でき、また太郎兵衛は文化三年に儀兵衛と共に御用金三千両を上納している。<sup>⑮</sup>そのため太郎兵衛または栄蔵が本家と目され、さらに天明期に隆盛し、のちの儀兵衛が町方御用達となり永岡姓を名乗った経緯が知れる。

ここで鴻池屋儀兵衛が檀越となった寺院は、かつて深川にあった妙壽寺である。『寺院明細簿』には関東大震災により焼失する以前の様子が詳しく、什物などの記述と寄進者が記載される。このうち永岡儀兵衛により寄進された品のうち、年次が確認できるのは次がある。

一 本堂 七十二坪半

但寛政二戊歳五月東京府平民永岡儀兵工外檀方中奇附

一 座敷并玄関台所 従前之坪数百九十坪五合内

現在建坪七合□百三十坪二分五厘未再興

但弘化三年午東京府平民永岡儀兵工并外檀方中奇附

一 鐘楼堂 二坪五合

但安政二卯年震災崩潰后仮立右永岡儀兵工奇附

一 表門并門番所 八坪五合

但安政六年未七月右永岡儀兵工并惣檀方中

寛政二年の寄進は鴻池屋のほか、檀家によるものであり妙壽寺とはこの当時より関係があったことが確認できる。また弘化三年の寄進は他の檀家との寄進、安政二年は単独での寄進である。

以上のほか同書中、年次不詳ながら単独により寄進されたのは燭台や施餓鬼棚を含め二十五件百四十六点が寄進されている。<sup>17</sup> 寛政期当時、鴻池屋儀兵衛はすでに主要な檀越となっていたことに加え、以降の当主も檀越として活動しており寄進された品々より相応の富があったことが確認できる。

### 三、町方御用達の記録にみる歴代

鴻池屋儀兵衛の江戸における公的な役職は町会所の御用達である。そこで現在、国会図書館が所蔵する『町会所一件書留』には鴻池屋に関する記述が確認できる。同書中、文政九年の時点で御用達の候補者の身上書が記録され、鴻池屋については次のような記述がある。

南茅場町利左衛門地借

地廻り酒問屋

鴻池屋儀兵衛

西四拾四歳

右ハ家内式拾四五人相暮し、家屋敷三拾ヶ所程所持

罷在、他向え差出置候金子、出店等も有之、凡金拾万

兩余之分限ニて実体なるものニ御座候<sup>18</sup>

儀兵衛の生年は天明三年と判明し、当時は南茅場町利左衛門地借に居住していたことが確認できる。家族および店のものも含め二四、五人の世帯であり、南茅場町も含め、家屋敷を三十ヶ所ほど所有し、さらに金十両ほどの分限であったことが記録される。<sup>19</sup> ここで述べる儀兵衛は、その後、御用達として任命されていることから便宜上、御用達初代儀兵衛と表記する。

このような御用達は代々世襲され、実子または養子によるもので相応の年頃であれば見習いとして加わる例がある。<sup>20</sup> そこで儀兵衛の場合について考えると『天保撰要類集(第五二冊)』のうち天保三(一八三二)年十二月四日付に水野出羽守に提出された文書に着目すると、次のような記述が確認できる。

町方御用達永岡儀兵衛外屯人

倅共勤方見習之儀相願候趣

左二申上候

町方御用達

儀兵衛養子

永岡伊三郎

辰三拾六歳

同

佐助倅

内藤佐兵衛

辰三拾九歳

右儀兵衛佐助儀文政九戌年二月

町方御用達被仰付當辰年迄

七ヶ年御用無滞相勤罷在候處

儀兵衛儀は持病ニ積床有之佐助

儀は常々眼氣不宜時々難儀仕

候間可相成儀ニ御座候間書面之

伊三郎佐兵衛儀勤方見習被

仰付被下候様仕度旨御用達共

一同相願候ニ付評議仕候処倅共迄

勤方為見習置候て父病床等

之節差支も無之御用并も宣可

有御座候間願之通見習勤之儀

可申渡候哉左候て父同様上下着

用為相勤候様可仕候依之奉伺候

以上

辰十二月

榊原主計頭

筒井伊賀守

永岡儀兵衛、佐助は文政九年より七ヶ年にわたり御用達を勤めたが、老病などの理由により倅供を御用達見習にさせようとする伺書である。また三代までは永岡氏の苗字を名乗ることを許された。

特に儀兵衛とは御用達初代儀兵衛となる。伊三郎（後の御用達二代儀兵衛）は天保三年の時点ですでに養子となっており、生年が寛政九年と判明する。また天保七年に御用達の二代目となる。なお養子となった背景については後述する。

その後についても触れておく。安政元年十二月に永岡儀兵衛が申し立てたところでは、倅伊三郎（一八二九または一八三〇生）が嘉永二年に御用達見習となったものの病気を理由に見習御免を願い出て、翌年の安政二年には願ひ通り御免となっている。<sup>(21)</sup>そこで次男である辰蔵（一八三二生）が儀兵衛を襲名し御用達となった。<sup>(22)</sup>しかし辰蔵は『順立物（九）』の文久二年の記録によれば次のような記述がある。

右儀兵衛儀安政二卯年十月より親跡引続御用達相勤罷在候処、去酉年夏以来逆上強歩行等相成兼<sup>(23)</sup>

文久元年よりの体調不良により、翌年の文久二年には御用達病免となっていることが確認できる。<sup>(24)</sup>すなわち御用達二代目儀兵衛の活動時期としては安政二年までが確認できたこととなる。以上により四代にわたる御用達の歴代を知ることができる。

なお辰蔵の後の鴻池屋であるが、『御蔵前札差家業名題帳』によれば、浅草旅籠町二丁目代地家持である札差の永岡屋勝左衛門（生没年不詳）の子で、辰蔵の甥にあたる勝太郎（生没年不詳）を養子として迎えた。

文久二年に辰蔵は退身して善八と改名し、勝太郎は儀兵衛と改名し当主となるも、若年であったため三郎兵衛（生没年不詳）を後見としたことが確認できる。<sup>(25)</sup>

特に善八の活動時期については医術に詳しく、経済学者でもあった若山儀一（一八四〇—一八九二）の遺稿である『述情写』で次のような記述がある。

永岡善八儀鴻<sup>鴻</sup>と申者慶応の末年病に罹り治すへからざるを鯉生と池田謙齋<sup>謙</sup>とにて治療を施し全癒に趣き候<sup>(26)</sup>

儀鴻とあるが記述から鴻儀と判断され、善八は慶応三（一八六七）年まで活動したことが確認できる。特に慶応四年（一八六八）年には桑名藩邸の築地下屋敷——浴恩園を含む——を購入するが、政府による土地令を発令する以前の出来事であり、兵部省が借り上げたが儀兵衛は返還を求めて交渉し、結局のところ土地は儀兵衛に返還される<sup>(27)</sup>。

以上により御用達となった鴻池屋当主および江戸時代における歴代の活動時期が区分できる。

#### 四、伊三郎が養子となる背景

抱一に「五節句図」を依頼するのは御用達二代目儀兵衛こと伊三郎となる。伊三郎が養子となる背景として、養父である御用達初代儀兵衛の実子の存在を考慮する必要がある。

ところで『井伊家史料（二十一巻）』には次のような記述がある。

武州豊嶋郡坂本村

百姓伝兵衛地借

二條殿御家来

永岡刑部

妻 名前不知

娘 名前不知

下女 二人

右は南茅場町酒問屋永岡儀兵衛厄介人二而、元新八郎と申、馬乗等相好、元同所金杉村字千束と唱候場所二罷在、去ル巳年中二條殿御家来二相成、去年六月中当時之場所へ引移、身持所業之儀は悪敷風聞等相聞不申、平常素読手習等いたし罷在候<sup>(28)</sup>。

安政四年に二條齋敬（一八一六—一八七八）の家臣となった永岡刑部（一八二五または一八二六生）は茅場町の永岡儀兵衛の息子新八郎となる。当時すでに妻がいたことが知れるとともに、安政五年には坂本村に居住していたことが確認できる。また『井伊家史料（二十二巻）』では安政六年の時点で、永岡刑部は三十四、五歳として記述が確認できる。そのため生年は文政八年または九年となる。当時は入谷龍仙寺稻荷前松葉横町に居住したが、鳥見寄合集会の席をめぐって名主と対立し転宅した。その後について次のような記述がある。

其後当場所江昨年六月頃引越尚亦立派ニ普請いたし、二條殿家来ニは相成居候得共、元来此もの茅場町鴻池儀兵衛次男二而、屢放蕩いたし金銀を芥之ことく遣捨候二付、愛子ニは候得共、親之手許ニ難

差置、久離相成、内々佐竹壹岐守家来引受隠者二相成候上、二條家江隨身迄二而、当場所二罷在、当時専後悔いたし居候歟二而学問而已いたし、左も無之節々種々古筆を集メ手跡を樂シミ罷在、近辺更ニ突合も無之、只々永岡様と申唱居候<sup>29)</sup>

入谷日の出稻荷後に転宅したのちも家の普請を結構にし、当時は二條家の家来となっていた。また儀兵衛の次男と紹介されるが、時期から考え御用達初代儀兵衛の子であったと目され、兄の存在は不詳である。注目すべき点は刑部が放蕩のため親元から離され、一度は秋田藩主佐竹家の家来が引き受けて隠者となっていたものの、のちに二條家の家臣となっている点である。また古筆を多く収集し、永岡様と呼ばれていたことが知れる。

以上の点から伊三郎を養子として迎えた背景には御用達初代儀兵衛の長子の存在は不詳であるものの次男新八郎の素行不良であったことが確認できる。

御用達初代儀兵衛が新八郎の処遇をめぐって佐竹家家来に隠者として遇された記述を考えると、特に佐竹家との関係では、秋田藩家老である宇都宮孟綱(一八〇一―一八九一)による日記である『宇都宮孟綱日記』天保十五年八月二十六日条には次のような記述がある。

一、今日、屋形様十間川屋敷へ被為入、夫より永岡儀兵衛と申町人江始而被遊御立寄候、銀百枚拝領被仰付夜二入、御帰殿也<sup>30)</sup>

すなわち同日に秋田藩十代藩主佐竹義厚(一八一二―一八四六)が鴻池

屋に來宅したことを示す記述である。この当時の当主は御用達二代目儀兵衛となる。当日の各居室を飾った作品についての詳細は先述の『江都日記』に詳しく次のような記述がある。

別荘、先御見候屋敷八間、二階三間と見得申候、到て奇麗手を尽くし候普請と見得候。上御居間床へ雪舟之三幅対、左右に芦に雁、中福祿寿。御座敷猩々緋大幅二つ折、料紙硯何れも梨子地金蒔絵、御腰屏風は裏表より絹張にて四枚応挙筆花鳥の類。<sup>31)</sup>

儀兵衛の別荘は二階建てであったことが知れ、居間には雪舟の三幅対が掛けられていたことが知れる。このほか腰屏風が円山応挙筆「花鳥」であったほか、当日は足利義政筆「山水」、狩野安信筆「七福人」、英一蝶筆小屏風、狩野尚信筆「日の出の不二」、そのほか茶屋五箇所にも名画が掛けられていたことが知れる。時期から考え御用達二代目儀兵衛の時点と判断され、多くの書画を所蔵したことに加え、茶亭など茶の湯への関心があったことが確認できる。

この翌日には儀兵衛に御館人となったことにより三十人扶持、手代清右衛門には三人扶持が与えられている。このような秋田藩との関係は幕末まで継続され、特に安政五年十月二十二日には、十二代藩主義就(儀堯/一八二五―一八八四)が藩主となったのち十両の調達にに応じて、年内に三万両を納金する取り決めがあったとされる。<sup>32)</sup>

以上の点から御用達初代儀兵衛が秋田藩と関係した当初、商業的な関係も含め、自身の息子の処遇をめぐっても秋田藩の家来に相談があったためと考えられる。その後、御用達二代目儀兵衛のときには藩出入の商

人として関係していく経過が確認できる。

## 五、「五節句図」の抱一書簡二通の周辺

冒頭でも紹介したように藤懸は『國華』中、抱一による書簡二通のうち清六宛書簡中、作画依頼が伊三郎であるため宛名にある鴻儀すなわち鴻池屋儀兵衛と同一人物との見解が示され、以後の研究でも引き継がれる。そこで改めて書簡二通に着目すると全文は次のようになる。なお便宜上、鴻儀宛、清六宛と表記する。

鴻儀宛書簡には次のような記述がある。

尚々廿八日御待申上候

五節句五幅対よふく出来候持せさし上候

是は近年のほねをりにて候御ほめ可被下候

廿八日には御出のよしかならず御待申候

清六様も御隙なら御つれ可被下候何もその節

と早々申上候 已上

廿五日

鴻儀様 抱一

御下<sup>(33)</sup>

清六宛書簡には次のような記述がある。

清六様 抱一

此間は折角御出被下候ところ水道橋御やし

きまゐりおそくかへり二丁目へもまゐらず

昨夜一寸まゐり候ところ御たつね可被下よ

しそのうえ此ほどの二幅対御着代被下おそ

れ入候これはさやよふ事なきつもりにて周

二方へも絹地の代直々に遣し申候何事も一

日御くり合御遊びに御出可被下候日短に候

ままはやく御入奉待候相楽居申候 已上

廿五日

尚々伊三郎様御たのみの五節句五幅対出

来候まゝ上申候これはよほどほねおり申

候重ては御免にて御座候御詫可被下候

貴君様御たのみ小幅出来居候まゝ一処に

持たせさし上候

これらの書簡は当初から「五節句図」に付属したのではなく、抱一の弟子である池田孤邨（一八〇二—一八六七）の子である池田江村（生没年不詳）の元にあった。「五節句図」が鴻池屋を離れ八百善を営んだ栗山家が所持したとき、書簡は江村から譲渡され付属した。そこで江村の書簡には次のような記述がある。

拜啓新緑相催候処益御多祥奉賀上候日外御約束仕候抱一上人

五節句図五幅対之文本日見出し申候間兼て貴家御所蔵の名幅御

認に相成候時之文に候間呈上仕候御蔵手可被下候此内に伊三

郎と有之は茅場町永岡儀兵衛氏に御座候清六と申人は右同家  
手代二御座候又周二と申は拙家先代孤村事に候是又申上置候

早々頓首

五月三日

池田江村

栗山善四郎様

本書簡により当時の鴻池屋の周辺が知れる。ところで池田江村について藤懸は孤邨の息子と紹介している<sup>34)</sup>。江村は明治三十四年一月七日には茶会に参加していることが確認できる<sup>35)</sup>。また高橋義雄(箒庵/一八六一―一九三七)の『近世道具移動史』(一九二九年)によれば、明治二十九年五月に渡邊驥(一八三〇―一八九六)は所持品を星ヶ丘茶寮で入札による売却に際し、札元は年来の縁故により梅澤安藏(一八四五―一九三三)、池田江村、古筆了仲(一八二〇―一八九一)であり、明治期の江村は道具商としても活動したことが知れる<sup>36)</sup>。そのため江村書簡の年次を明確にはできないが、幕末より明治期に書かれたと推定されるため、文政十年の鴻池屋の実態を正確に記した情報とはいえない。そこで御用達初代儀兵衛および養子となった伊三郎の関係から本書簡を改めて検討すると次のようになる。

第一に「五節句図」の制作年代は付属する抱一筆の小冊子の年号より文政十年となる。この当時は養父である御用達初代儀兵衛は御用達、伊三郎はいまだに御用達見習とはなっておらず、かつ鴻池屋の当主ではない。抱一の書簡のうち宛名の「鴻儀様」は、鴻池屋儀兵衛の略した名と考えられるが、有力なパトロンに対しては疑問である。当時の鴻池屋の

状況からも、宛名の「鴻儀様」とは当主の儀兵衛を意味するものではなく、屋号の略称として用いられたと判断される。

第二に清六(生没年不詳)についての記述が確認できるのは天保十三年の時点で矢部定謙(一七八九―一八四二)の罷免に関する記録である。この点については山中雅子氏が『鈴鹿国際大学紀要(第一〇号)』(二〇〇四年)で詳しく紹介している<sup>37)</sup>。山中氏によれば、矢部定謙が勘定奉行を経て西丸留守居となった以降も町方御用達の仙波太郎兵衛(生没年不詳)より救米買付を命じられた資料を受け取り、筋違いの調査が問題視された。この点について『鐘奇斎日々雑記』や『続泰平年表』では仙波太郎兵衛とともに永岡儀兵衛をはじめとする関係者が処罰され、太郎兵衛と儀兵衛は押込となったことが知れる<sup>38)</sup>。なおこの当時の儀兵衛とは御用達二代儀兵衛となる。また無構とされた人物の中には「永岡儀兵衛手代 清六」の記述を確認することができる<sup>39)</sup>。そのため鴻儀宛書簡より、伊三郎(後の御用達二代儀兵衛)と抱一の関係、さらに清六は絵画に関する見識を有した手代であったのか、伊三郎が来宅する際は清六も同道するよう希望している。

以上の点から導かれることは、伊三郎が抱一に作画依頼を可能とした背景には養父となる御用達初代儀兵衛による当時の鴻池屋の隆盛があったためと考えられる<sup>40)</sup>。すなわち御用達初代儀兵衛による隆盛と、伊三郎と抱一との交流が影響し、文政十年に作画依頼する経緯であるという解釈が成り立つ。

伊三郎の後の活動としては嘉永四年七月には隅田川で尾張屋の抱遊女である長尾(生没年不詳)を連れ出し、筏の上で高雄釣し切狂言を行い、その費用に六百両、長尾を連れ出すのに五十両を費やしたとされ何かと

話題が多い人物であったようである。<sup>(41)</sup>御用達初代儀兵衛の没年は不詳ながら、天保七年に病気を理由に御用達御免を申し出ていることから、やはり御用達二代目儀兵衛による行いと判断される。

特に鴻池屋の文化的活動で注目すべき時期は嘉永期で次の二点がある。

一点目は茶の湯道具で同家の所蔵品として著名な作品は、中興名物瀬戸茶入銘「思河」である。『大正名器鑑』によれば本茶入には嘉永六年十月に自楽庵より永岡儀兵衛へ宛てた讓状が付属しており全文は次の通りである。

茶入讓状

一 藤四郎作茶入

箱書付宗甫

銘 思河

袋三

外に通茂卿色紙一軸添

右者兼々所持之処、此度依御所望旧来之懇意故御讓申候、永御秘蔵可被下候、以上

嘉永六年十月

自楽庵印

永岡儀兵衛殿

追而御不用の節は再御讓受可申候、以上<sup>(42)</sup>

編者である筈庵は自楽庵を山科泰安（生没年不詳）とする。しかし現在、慶應義塾図書館が所蔵する『江戸御土蔵器財写』<sup>(43)</sup>の奥書には「土方縫殿

介自楽庵／御所持之本也」とあるため、自楽庵とは以前の所蔵者である土方縫殿介（生没年不詳）となる。そのため本茶入を土方縫殿介が所持し、その後、旧来の懇意であった儀兵衛へ讓渡することが確認できる。土方が所持した茶入では「思河」のほか現在、野村美術館が所蔵する中興名物茶入銘「藻塩」がある。土方が所持した時点で藻塩茶入の次第は思河茶入の次第が写された。藻塩茶入はその後、江戸の町人である鳥羽屋道樹（寿星軒／一六八六―一八六九？）に讓渡されている点からも、当時の江戸の茶の湯文化において鴻池屋は主要な収集家であったと知れる。<sup>(44)</sup>

二点目は鴻池屋儀兵衛と池上本門寺との関係について『罹災美術品目録』によれば「日蓮上人の紅の御本尊を始め、上人の文書、日朗、日像の曼荼羅等の如き本門寺の重宝が永代借用と称して、同家に伝来した」とする点である。本門寺の五重塔の改修にあたり、五重塔修復棟札（嘉永七年）は戦災で消失したが、記録では

于茲東都茅場街之住永岡姓発大志願<sup>(45)</sup>

とある。<sup>(47)</sup>この永岡氏について考えるとき当時、茅場町で永岡姓を名乗ることができたのは鴻池屋儀兵衛のみであるため鴻池屋当主による寄進となる。また『罹災美術品目録』によれば、本門寺から永代借用した品々は関東大震災に際して焼失を逃れたものの、日蓮所持柄香炉（池上本門寺伝来）は焼失したとある。すなわち日蓮（一二二二―一二八二）の文書などを本門寺から永代借用するなどその信仰が確認できる。また同書では焼失した作品として池田孤軒による「釈尊一代記絵巻（三卷）」および「日蓮大士一代記絵巻（六卷）」が所載される。これらはいずれも

日蓮に関する行状の絵巻物となる。特に、先述の清六宛書簡中には周二こと孤邨の記述が確認でき、文政十年時点で鴻池屋との関係が確認できる。日蓮に関する絵巻の依頼者は御用達初代儀兵衛または御用達二代目儀兵衛のいずれかによると考えられ、根底には信仰に基づく作画の依頼であったと解することができる。

## 六、むすび

本稿では江戸の地廻り酒問屋である鴻池屋の創業から幕末に至るまでの当主の活動時期を明確にした。特に伊三郎が、御用達初代儀兵衛の養子となった背景には、実子新八郎の素行不良が関係していたことがわかった。

従来、「五節句図」に付属する抱一書簡のうち鴻儀宛については伊三郎宛とされてきた。御用達に関する記録から文政十年当時の伊三郎は当主ではないものの抱一の交流から作画を依頼していたことが確認できた。また宛名の鴻儀とは屋号を指し示すものである。さらに翌年には抱一が没するため、伊三郎と抱一との交流を考える上でも重要な作品と考えられる。伊三郎は文政十年以前にも抱一への作画依頼はあったものと考えられ、多くの抱一作品を所蔵した。

鴻池屋の美術品収集では、御用達初代儀兵衛の次男新八郎が古筆の収集を行ったことと、養子として迎えた伊三郎（御用達二代儀兵衛）は抱一に作画を依頼していた。御用達二代儀兵衛（伊三郎）が天保十五年に秋田藩主を自宅に迎えた際には雪舟、応挙といった作品が各部屋を飾っており、多くの書画を所蔵していた。さらに嘉永期の鴻池屋では中興名

物茶入銘「思河」を入手するなど、鴻池屋全体としてみた場合、多くの美術品収集の形態が明確となる。

鴻池屋と寺院の関係では、寛政期に鴻池屋を隆盛させた当時の当主が妙壽寺の檀越として関係した。この発心の動機として天明期の飢饉に際し、鴻池屋の商業の隆盛の反動として寄進を行なったものと考えられる。さらに菩提寺を同寺とし鴻池屋が門徒であったことで以降の当主がさらに信仰心を深めたといえる。また鴻池屋当主と本門寺は、同寺への寄進および同寺よりの日蓮の文書などの永代借用から信仰心の篤いことが確認できた。特に嘉永期の寄進では、抱一に「五節句図」を依頼した伊三郎こと御用達二代目儀兵衛の活動時期と重なり、鴻池屋永岡家の文化的活動を知る上でも重要な時期であると結論することができる。

今後の課題として鴻池屋旧蔵品の調査も含めて詳細を検討する必要がある。

## 謝 辞

本稿執筆にあたりご協力いただきました妙壽寺、金刀比羅宮、大倉集古館、東京都公文書館、国立国会図書館、慶應義塾図書館、岩瀬文庫、三吉廣明師、同志社大学今出川図書館に深謝申し上げます。

## 付 記

本研究はJSPS科研費(21K12889)、鹿島美術財団二〇二〇年度・美術に関する調査研究の助成による。

註

- (1) 『諸問屋名前帳』細目(一)『旧幕引継書目録』三、国立国会図書館閲覧部、一九六一年、九二頁。
- (2) 藤懸静也「酒井抱一筆五節句図に就て」『國華』第四三四号、國華社、一九二七年、四一―一九頁。
- (3) 岡野智子氏による研究では抱一に関する総合的な研究がなされ、書簡については永岡伊三郎宛と表記される。
- (4) 玉蟲敏子『都市のなかの絵 酒井抱一の絵事とその遺響』ブリュッケ、二〇〇四年、四七―九頁。
- (5) 高橋箒庵著、熊倉功夫、原田茂弘校注『東都茶会記』第一卷、淡交社、一九八九年、六〇頁。
- 同書には次のような記述がある。
- 当時有名なる富豪の長岡は了雲の大顧客にして、了雲茶会を催して長岡を招待すれば、長岡は其茶器一切を買収するが例なりしと云ふ
- (6) あさくらゆう『慶応四年新撰組近藤勇始末―江戸から五兵衛新田・流山・板橋まで―』崙書房出版、二〇〇六年。このほか同氏による『新撰組を探る―幹部たちの隠された真実を追う』(潮書房光人社、二〇一四年)でも永岡儀兵衛について触れられている。
- (7) 松下英治『新撰組流山顛末記』新人物往来社、二〇〇九年。
- (8) 西尾市岩瀬文庫蔵。資料番号一六二―一二九。
- (9) 東京都公文書館所蔵。請求記号六三三・D三・〇八。
- (10) 國華倶楽部編『罹災美術品目録』吉川忠志、一九三三年、一七八頁。
- (11) 本庄栄治郎校訂、武陽隠士『世事見聞録』(新装版)、青蛙房、二〇〇一年、二〇四頁。
- (12) 東京都編『東京市史稿』産業篇第三十一、東京都、一九八七年、五四―五八頁。東京都立中央図書館が所蔵する『天明七年丁未五月 米穀払底二付江戸騒動之次第』にみえる買米に関係した商人らに鴻池屋の名は確認できない。
- (13) 秋田市役所編『秋田市史』中巻、歴史図書社、一九七五年、一一―頁より再引用。
- (14) 日本観光文化研究所編『金毘羅庶民信仰資料集』第二卷、金刀比羅宮社務所、一九八三年、一九頁。
- (15) 前掲注(1)、『諸問屋名前帳』細目(一)『旧幕引継書目録』三、八九―九〇頁。
- (16) 横地信輔『東京酒問屋沿革史』東京酒問屋統制商業組合、一九四三年、一八頁。横地は地廻り酒問屋と下り酒問屋の区別がなされるようになったのは、享保六年より同十一年の間と指摘している。
- (17) 寄進されたのは以下となる。
- 真鍮灯籠(一対)、磬台(一個)、打鳴并台(一基)、宣徳製香炉(一個)、溜塗香炉台(三脚) および施餓鬼棚(二基)、黒塗香炉台(一脚) および施餓鬼棚付白麻幡(四流)、龍頭白絹幡(四組)、太鼓(一個)、鉄貯水桶(一対)、素絹并五條(十二服)、鑿蒲団(三枚)、水引(二枚)、打敷(五枚)、紫縮緬幕(二張)、洞月画源氏須磨図(一幅。荒川洞月か)、鍍火鉢(十四)、鍍大火鉢(一個)、香炉形真鍮落火鉢(一個)、西瓜形染焼火鉢(一個)、煙草盆火入付(五面)、菓子盆(五十枚)、朱塗引盃(三十枚)、黒塗硯箱(一個)。
- (18) 東京都編『東京市史稿』産業篇第五十一、東京都、二〇一〇年、四五六頁。

より再引用。

(19) このような資産状況を詳しく記載するのは御用達としてその資産規模が相応しいかを判断するためである。

(20) 例えば勘定所御用達である鳥羽屋清左衛門の倅清助が文化四年に御用達見習となつている。

(21) この一件に関して『七十冊物類集』に所収される「安政二年正月十九日言上帳書抜」では先と同様に見習御免を願う文書あり「私倅伊三郎と申貳拾六歳」とある。本文書の作成年次が文政元年である可能性もあるため、本稿では生年を文政十二年または天保元年とした。

(22) 『七十冊物類集』中、「同人次男／辰藏／卯二拾四歳」とあり生年は天保三年となる。

(23) 東京都編『東京市史稿』産業篇第六十、東京都、二〇一九年、六五七頁より再引用。

(24) 前掲注(6)。あさくらゆう『新選組を探る―幹部たちの隠された真実を追う』潮書房光人社、二〇一四年、二二―頁。

(25) 田中康雄編『江戸商家・商人名データ総覧』第五巻、柘風舎、二〇一〇年、一―三頁。

(26) 伊藤喬編『日本保険史』同胞舎、一九七八年、二八八頁より再引用。

(27) 川崎房五郎『明治初年の武家地処理問題』(『都史紀要』十三)、東京都、一九六五年、四五―五五頁。

(28) 東京大学史料編纂所編『井伊家史料』二十一巻、同朋舎、一九九九年、三四〇―三四一頁。

(29) 東京大学史料編纂所編『井伊家史料』二十二巻、同朋舎、二〇〇一年、二〇三頁。

(30) 秋田県公文書館編『宇都宮孟綱日記』第一巻、秋田県、二〇〇六年、六六七―六六八頁。

(31) 前掲注(13)。秋田市役所編『秋田市史』中巻、一一〇―一一二頁。

(32) 秋田県『秋田県史』第三巻近世編下、秋田県、一九六五年、八〇頁。

(33) 前掲注(2)。藤懸静也『酒井抱一筆五節句図に就て』『國華』四三四号。五頁。なお以降の書簡については一九頁。

(34) 最近の研究では岡野智子氏が孤邨の系図を明確にし、江村は養子であるとの見解が示された(池田孤邨論―新出の「紅葉に流水図屏風」を中心に―)『國華』通号一四三九号、二〇一五年)。

(35) 安田善次郎『松翁茶会記』中巻、安田善次郎、一九二七年、二三六頁。

(36) 高橋義雄『近世道具移動史』慶文堂書店、一九二九年、一〇八一―〇九頁。

(37) 山中雅子「桑名藩御預人元南町奉行矢部駿河守定謙について」『鈴鹿国際大学紀要』第一〇号、二〇〇四年、四七―六〇頁。

(38) 「桑名様へ矢部駿河守永御預御達于時之写」『鐘奇斎日々雑記』(『日本都市生活史料集成』一―三都篇一、学習研究社、一九七七年、五九三―五九六頁)。同書では永富儀兵衛と記載されるが、町方御用達であるため永岡が正しい。

(39) 原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成』三都篇一巻、学習研究社、一九七七年、五九五頁。

(40) 清水緑「酒井抱一筆「月に秋草図屏風」に関する一考察」『美術史学』二十二号、二〇〇一年、東北大学大学院文学研究科美術史研究室、一―二五頁。清水氏は『罹災美術品目録』から鴻池屋永岡家の抱一作品を紹介している。

(41) 鈴木棠三、小池章太郎編『藤岡屋日記』第四巻、三一書房、一九八八年、

四二五頁。

(42) 高橋義雄編『大正名器鑑』第四編、宝雲舎、一九三七年、三〇―三二頁。

(43) 慶應義塾図書館蔵。請求記号二〇八・二九九・一。

(44) 宮武慶之「鳥羽屋道樹について」『野村美術館研究紀要』三〇号、野村文華財団、二〇二一年、一八―三三頁。

(45) 前掲注(10)。

(46) 大田区史編さん委員会編『大田区史』資料編寺社一、東京都大田区、一九八一年、一二四頁。

(47) 文化財建造物保存技術協会編『東京都指定有形文化財池上本門寺宝塔保存修理工事報告書』、日蓮宗大本山池上本門寺、二〇一〇年、九頁。なお池上本門寺が所蔵する『本山明細帳』では天保元年に宝塔を再建した記述が確認できるが、その典拠については明らかではないとしている。